

生殖医療技術と現代家族

出口 顯

この報告は、生殖医療技術に関するルール作りにあたって提供配偶子や代理出産などの第三者の関与をどのように認めるか、厚生労働省の部会で議論が行われ、それがニュースとしてメディアで報道されたという、現在状況を背景として、ことをまずはじめにお断りしておく。

われわれは、父と母の生殖行為によってできたのが子どもであり、父は一人、母も一人、親と子どもとの間には、血のつながりという言葉で表現されてきた生物学的遺伝子の絆があるのを当たり前のことと想っている。しかもこの絆はひとたびできあがると決して変更することも取り消すこともできない、それ故に親子関係を規定する本質的要素と考えられている。婚姻関係が離婚によって取り消され、再婚によって新たにつくられるのに対して、親子関係は決して意のままに操作できないことをわれわれは自明視している。変更や取り消しが人為的な、つまり文化の領域に属するものなら、血のつながりは、手が加えられることなく意のままにできないという意味で、文化に対する自然の領域に属することになる。

さらに自然は文化に対するだけでなく、文化以前の領域であると同時に文化を支える根源的なものとしてもある。しかもこの親子関係という自然は個人のアイデンティティを支えるものともいわれる。例えば精子提供で生まれた子どもに遺伝子上の父親を知る権利を保証すべきという法案や主張は、遺伝子上の親を知ることが子ども的人格形成に不可欠だという前提にしばしば基づく。だから遺伝子上の親が別にいることを知ったら子どもは必

ず見つけださずにはいられない、「育ての親」より「実の親」に向かうのではないかと不安になり、レシピアントは精子提供の事実を隠したと説明されるのである¹⁾。

この提供精子による人工授精 (DI = Donor Insemination) は育ての父と生物学的父という二人の父をつくりだすが、ここ二十年のうちに急速に発達した生殖医療技術 (ART = Assisted Reproductive Technologies) は、生物学的にただ一人しかいない父親と母親を複数化する。例えば卵子提供や代理出産によって、生物学的母は卵子の母と子宮の母に分かれることになるが、それだけではない。高齢の女性の卵子では受精・着床・妊娠の可能性が低いので、若い女性の核除去未受精卵に高齢女性の卵子の細胞核を移植して受精・着床・妊娠率を高める試みが既に始まっている。この場合卵子の母は細胞質の母 (核除去未受精卵の提供女性)、細胞核の母 (核提供した女性) に分かれる。しかも細胞質の母の DNA も生まれた子どもに遺伝しているということも研究によってあきらかになった。

このように、親の単数性を自明視してきた社会は、その単数性という確信を保とうとしたら、誰が本当の親かを決めなければならないという決断を、ARTによって迫られることになった。それは、自然の領域に属し、不変で本質的、意のままに操作できない親子・家族関係が、選択・選別の対象になること、つまり、自然の領域から遠ざけられ、今まで以上に人為操作という文化の領域に組み込まれることでもある。そのためか、親の単数性を自明視してきた社会において、生殖医療はスキャンダラスなものと思われがちである。

しかし生物学的父親が一人だけとは考えていない社会もある。例えば、南米のアマゾン川流域の低地先住民のカネラ族は、男女の性関係を一対一に限定しておらず、結婚後に夫も妻も愛人をもつことをある程度認めている。カネラの女性は、妊娠すると夫以外の男性と性関係をもつことができる。それは、妊娠した後も、繰り返し性交して充分な量の精液を身体の中かに送り込まないと、胎児は丈夫にならないという考え方と関係している。妊娠中に子宮に入った精液は胎児の一部になると考えられているので、妊娠婦が交わっていた男は、誰でも子どもの「生物学的」父親だと考えられている。母親の社会慣行上夫と認められた男性が子どもの正式な父親になるが、それ以外の母と交わっていた男も、いわば「他の父」として、生まれてきた子どもとの間に特別な関係をもつ。

例えば女が出産すると、彼女は妊娠中に交わった男たちの名前を明らかにするよう求められる。彼女が公表し

た赤ん坊の「他の父」たちは、正式な父親同様、隔離され、「穢れ」状態に陥らないよう、四十日間社会的父は半年から一年間食餌規制を守り性行為を控えなければならぬ。「生物学的父」たちの血と赤ん坊の血は、連続しており、父たちが食べ物や性行為を通じて穢れると、それは赤ん坊の血も穢し、病氣や死などの危険な状態に陥らせると考えられているからである。反対に「他の父」たちが病氣になると、その生物学的子どもは、「父」が元気になるよう食餌規制を守らなくてはならない。

「他の父」たちも赤ん坊の生物学的父であり、彼らの性質が子どもにも受け継がれると思われるので、妊婦たちは狩猟の名人などの食料の良き調達者たちを胎児の「他の父」に選ぶのが普通である（妊娠以前から関係をもっていた男が「他の父」に選ばれることもある）。選ばれた男たちは躊躇せず精液を妊婦に与えなければならぬ。さもないと妊婦は流産するおそれがあるからである。³⁾

このようにカネラの例は、遺伝子の母である卵子の母が実は一人だけではないことに対応したものとみなすことができるだろう。「実の母」だけでなく、「実の父」も一人しかいないと、いついかなる場合も人類は受け入れてきたわけではなかったのだ。

一方遺伝子や生物学的つながりを親子関係の本質的要素と考えていない社会もある。ペルーのアマゾン流域のピロ口では、生物学的つながりのみが親子関係や親族関係を決めるのではなく、大切なのは、誰が養育してくれたのかという「記憶」の方なのである。親子や親族とは「歴史」なのである。⁴⁾

こうした例は日本にもある。渡り鳥のあびを使った漁を行っている瀬戸内海の豊島の小野浦地区にはかつて若者たちが利用した泊まり宿「寝宿」があり、若者はそこでムラの娘と交わることも少なくなかった。その結果娘が妊娠することもあったが、おなかの子どもの父親は誰か定かでないこともしばしばだった。そのようなときには、小野浦のウジガミの神主が、胎児の父親と思われる男たちを神前に集めて、ウジガミ様に誰が父親かを占ってもらった。それは神主が御幣をもつと、御幣が父親とおぼしき男を指すというものだった。父親だと指された人物は、この判定を受け入れ、妊婦の夫、胎児の父親になることを了解し、他の男たちは逆に手をひいた。「神様が決めたことだから」とムラ人は素直に従った。父親になった男は、この子どもを後に生まれる彼の実子と分け隔てなく育てたという。これは故八木佐市元広島経済大学教授が昭和二四、二五年に神主の越智氏からじかに聞いた

話⁽⁵⁾である。血のつながりに拘泥しない様子がかつての日本社会にも見られたのである。現代でも不妊治療を繰り返しても子供ができず、治療をあきらめて養子をもらい、大変幸せに暮らしている夫妻もいる。

現代社会において血のつながりに拘泥せず、そして選択できる家族という可能性にかけているのが、同性愛者たちである。彼らがつくる家族を「同性愛家族」と呼ぶなら、そこでは、生物学的親子関係が家族の基盤にあるとはいえない。同性愛者たちは、生物学的な関係を、自然なものであるというだけで正当なもの、家族の本質的要素だとみなしてはいないのである。そこには自分が同性愛者であることを実の家族にカミングアウトした結果疎外されたという体験も関係している。彼女らには、生物学的自然な絆よりも、むしろ、持続する関係を営めるなら誰とであれ家族をつくらうという意志が先行する。アメリカの人類学者ウェストンは同性愛家族を「自分たちが選んでできる家族」(Families we choose)と呼んでいる⁽⁷⁾。

近年では同性愛者たちも、ARTを使って彼らのいずれかと生物学的なつながりのある子どもをもって家族をつくることがある。しかし彼らによるARTの選択が、生物学的つながりへのこだわりによるものとは一概にはいえない。養子縁組をしようとしても同性愛者だから育ての親として不適格との烙印を押されたため、それならばARTで子どもをと考える場合もあるからである。またレズビアンカップルとゲイカップルが「精子と卵子を交換して」子どもをつくることもある。以下に述べるのはモデルであるが、フィンランドではよく行われているという。例えば二組の同性愛カップル(一組はゲイのCとD、もう一組はレズビアン/AとB)がいてお互いをよく知っていて近くに住んでいるとする。Cの精液を自分で人工授精してBが子供を生む。一方AはDの精液を人工授精して子供を産む。二人の子どもEとFが生まれるが、当局には「BがFの母、CがFの父」として届け出れば、子どもにはちゃんとした両親がいることになる。BとCはFへの親権が認められることになる。A、Dについても同じことが行われ、彼らはEの法的親になる。EはAとBと、FはCとDと暮らしているが、彼らは近くに住んでいるので頻繁に行き来し、子ども二人を四人で世話するような形態になっている。公式にはEは法的母と、Fは法的父と暮らしていることになり、しかも彼らには両親が揃っているので法律上の問題は生じていない⁽⁸⁾。

このような同性愛家族は不自然だ、あるいは配偶子を消費財のように扱っているという理由で批判されるべきだろうか。

日本ではARTを原則的に夫婦間（当然異性であることが前提である）のみに限定し、代理出産のように配偶子や子宮をあたかも取り引きできる「商品」のように扱うことにもつながる第三者の介入を厳しく制限する法案（厚生労働省の生殖補助医療部会の最終報告書をもとにしたもの）が、国会へ提出されようとしている。そこでは同性愛家族は決して認められないだろう。このような規制はとても良識的で健全に映るが、果たしてそうだろうか。

まずそこには、同性愛者も愛情深い親になるのだという事実が見落とされている。イギリスの心理学者スーザン・ゴロンボックらは、レズビアン(9)の親の元で育った子どもたちも通常の家庭で育った子どもたちと何ら変わりなく、遺伝子の絆より、いかに子どもが望まれて誕生したかが子どもの安定した発達には重要と論じているが、日本ではどこまでこうした研究に目配りがされ同性愛者の人権に配慮がなされてきたのだろうか。さらに生殖医療の部会は、身近に遺伝子上の親がいると家族関係を混乱させることになるからと、近親者からの配偶子提供を認めず、第三者の善意による無償の提供のみ認めるよう提案している。しかも生まれてくる子どもにも遺伝子上の親を知る権利を認めようとしている。実名の通知がドナー数を減少させるおそれや、無償で肉体的苦痛を伴う採卵と提供を申し出る女性が果たしてどれだけいるかということと考えると、他に治療法がない場合に配偶子提供を認めるといいながらも、あらかじめ提供者の数を限りなく少なくし、原則的というより事実上ARTを異性の夫婦間に限定しようとした法案であるといわれてもしかたないであろう。

こう述べたからといって、提供配偶子で生まれた子どもたち（以下DC=Donation Child）に出自を知る権利を否定すべきだと主張したいのではない。むしろクリニックなりしかるべき機関が嚴重にドナーの情報を管理しておいて、将来DCが申請すれば応じられるような体制を整備しておくに越したことはないと思っている。しかしドナーは全て非匿名が原則か、それともドナーとレシピエント双方に匿名か非匿名を選択させる権利を認めるか、またドナーの情報はどこまで開示すべきか、かりに非匿名にした場合子どもがドナーに会いに行くのを認めるべきかなどは、国際的にも決着のついた問題ではなく、議論の余地が残されたままなのである。

そもそも出自を知る権利が唱えられるようになった背景には、それまで実の親だと思っていた男性がそうではなかったことを思春期以降に知りショックを受けたDCの体験や、提供についての情報が全く残されておらず、「親」が子どもに出生の事実を告げても、子どもはドナーについて知りようがないなどの複雑な事情が存在する。

しかしこうした背景から切り離して、出自あるいは遺伝子の絆を知る権利を保障することが子どもの人権や幸福に不可欠と説くことは、父側母側ただ一つしかない生物学的・遺伝子の絆が親子関係の本質であるとみなすことであり、そこには、donation家族に類似した、「血のつながりのない」養取家族 (adoption family) をも例外視する差別的眼差しが潜んでいる。これは決して誇張ではない。

例えばスカンジナビア諸国では、不妊治療によっても子どもができない夫婦には、自国内の子どもを養子に迎えるのが難しい今日では、国際養子縁組という途が残されており、ノルウェーは人口比で国際養子縁組率が世界で最も高い。スウェーデンも同様であり、デンマークが両国につぐ。国際養子の例を出して、親子関係においてこれまで社会的絆がデンマークでは強調されていたと述べたインフォーマントもいた。

しかし日本ではどうだろうか。ARTに制限を設けようとする人たちが、血の絆が全てではなく、子どもの福祉を最優先した国際養子の途もあると主張してはいない。少なくともそれは表面には浮上していない。ARTを規制する動きの中では、家族にとつて重要なもう一つの側面、つまり、たとえ養取の親子でも仲の良い親子になれることに現れているように、日々の身体的ふれあいの中で関係を築き営んでいくという側面も大切であるはずだが、その重要性が顧みられていないと思われたいのである。それが、不妊のカップルに遺伝子の絆が本質的なものであるという考えを助長し、ますます不妊治療から離れられなくなるだけでなく、配偶子提供の途が閉ざされようとしている中で、なかなか子供のできない彼らをさらに苦しめるものになるということを、重く受けとめるべきではないだろうか。

国際養子縁組とARTの関係は、実は単純ではなくなりつつある。例えばスウェーデンでは、ARTの発達とともに、一九九〇年代に国際養子縁組が著しく減少した(表参照)。近年は再び増加しているが、不妊治療の件数の増加に比べれば微々たるものである。国際養子は、不妊治療が失敗したカップルの次善の策と考えられており、「血のつながり」を求める願望がARTによって強まっているといえよう。またノルウェーでは、移民排斥の声が高まる中で、国際養子(とその養父母)は、移民たちと交わりをもととせず、彼らとの間に不可視の壁をつくり、自分たちが生粋のノルウェー人であることを訴えようとしている。結果的にそれが生物学的な出自によるエスニシティ分類をもとにした移民排斥の論理に加担することになっている。⁽¹⁰⁾

表 スウェーデンの国際養子縁組数：全体および出身国別（上位数カ国およびいくつかの国に限定）NIA(Staten namnd for internatuinella adoptionsfragor)のデータから作成

年	全体	インド	中国	韓国	スリランカ	コロンビア	エチオピア	ロシア
1969	1031							
1977	1864							
1985	1560	329		299	279	320	25	
1989	883							
1990	960	187	105	105	24	175	21	
1991	1113							
1992	1115							
1993	934							
1994	959							
1995	895	82	78	131	1	135	15	67
1996	908							
1997	834							
1998	929							
2000	981							
2001	1044	75	220	117	2	138	17	54
2002	1107	60	316	109	1	122	18	71

しかしたとえ問題含みでも国際養子という選択肢に、日本で目が向けられているようにには思われないのである。確かに常識的にも国際養子は、ノルウェー同様あるいはそれ以上に、日本では難しいように思われる。外見で養子が差別されたり、周囲から好奇の目で眺められるだろうことはたやすく予想できるからである。しかしそのような消極的姿勢は、国内にいるマイノリティに気づかず（あるいは無視して）日本は単一民族国家だと信じる政治的幻想を知らず知らずに容認することにつながらないだろうか。

イギリスは一九九〇年にHFE法（ヒトの受精と胚研究に関する法律）を制定した。それにより一九九一年から独立の許認可機関であるHFEAが活動を開始した。ARTを実施する施設はHFEAから許可をもらうだけでなく、継続的な調査と査察を受け、HFEAのCodes of Practicesに定められた条件を満たしていないと判定されると、資格を取り消されることもある。またHFEAは患者向けに毎年パンフレット（Patients' Guide）を発行し、体外受精や顕微授精を実施する施設名と各施設の治療成績の詳細を掲載してい

る。患者はそれを参考に治療を受ける施設を選択できる⁽¹¹⁾。

しかし、HFEAに相当する機関がまだ存在しない日本の現状では、極論すれば、たとえ体外受精や顕微授精の経験が乏しくとも、産婦人科医なら誰でも不妊治療を看板に掲げることができる。こうした現状を、海外などでARTの治療経験を豊富に積んで日々研鑽を怠らないART専門のクリニックの医師らは、苦々しく思っている。看板だけのクリニックに違い続けて妊娠しない患者が彼らのもとにたどり着いたときには、時機を逸していいこともあるからだ。

(国際) 養子も視野に入れた親子関係の再考や、HFEA的機関設置の検討を焦眉の課題としていない現状で、そして不妊カップルに夫婦間でのARTによっても子どもができない場合の *alternative* を提示しないで、「生命操作はどこまで許されるのか」というお題目だけを唱えることは、所詮は健常者の戯言と批判されてもやむを得ないといった言い過ぎになるだろうか⁽¹²⁾。

- (1) この点についてはこれまでの議論の手際を参考として、A. McWhinnie 2001 Gamete Donation and Anonymity: Should Offspring From Donated Gametes Continue to Be Denied Knowledge of Their Origins and Antecedents? *Human Reproduction* 16(6): 807-817
- (2) Jason A.Barritt, C.A. Brenner, H.E. Malter and J. Cohen 2001 Mitochondria in Human Offspring Derived from Ooplasmic Transplantation, *Human Reproduction* 16(3): 513-516
- (3) William and Jean Crocker 1994 *The Canela: Bonding through Kinship, Ritual and Sex*. Fort Worth : Harcourt Brace College Publishers. pp83-7. cf. Stephen Beckerman and Paul Valentine (eds) 2002 *Cultures of Multiple Fathers: The Theory and Practice of Partible Paternity in Lowland South America*. Gainesville: University Press of Florida
- (4) Peter Gow 1991 *Of Mixed Blood: Kinship and History in Peruvian Amazonia*. Oxford: Clarendon Press. pp161-7
- (5) 小野浦ではかつて部落内婚が多く、寝宿で知り合い交わった男女が結婚するのが一般的であった。以上は故八木教

授からの私信、二〇〇三年一月九日

- (6) この例では、肉体の由来である「生物学的父親」を自分たちは決めることができないから、神に決定してもらっているのであり、「血のつながり」に依然こだわっているのではないかと反論することもできようが、「血のつながりがなくとも育つる」(アノガノコ)は強調されているのである。
- (7) Kath Weston 1998 *Forever is a Long Time: Romancing the Real in Gay Kinship Ideologies*, in *Long Slow Burn: Sexuality and Social Science*. New York: Routledge. (カトウエストン) 護祐が決して自由護祐ではない、その社会的制約のまじりの護祐であるアノコに注意を促している。Weston, Made to Order: Family Formation and the Rhetoric of Choice, in *Long Slow Burn*
- (8) Outi Hovatta, personal communication, August, 2002
- (9) Susan Golombok 1998 *New Families, Old Values: Considerations Regarding the Welfare of the Child*, *Human Reproduction* 13(9): 2342-2347. A. Brewaeys, I.Ponjaert, E.V. Van Hall and S. Golombok 1997 *Donor Insemination: Child Development and Family Functioning in Lesbian Mother Families*, *Human Reproduction* 12(6): 1349-1359
- (10) Marianne Gullestad 1997 *A Passion for Boundaries: Reflections on Connection between the Everyday Lives of Children and Discourses on the Nation in Contemporary Norway*, *Childhood* 4(1): 19-41, Gullestad 2003 *Fighting for a Sustainable Self-image: The Role of Descent in Individualized Identification*, Author's File, Signe Howell 2002 *Community beyond Place: Adoptive Families in Norway*, in Amit, V.(ed.) *Realizing Community: Concepts, Social Relationships and Sentiments*, London: Routledge
- (11) 石原理+出口顯 二〇〇二「配偶子提供およびIVFサロゲートに関する英国とスウェーデンの事情」『産科と婦人科』六九—二、二二三八頁
- (12) 私は「(こ)で生まれてくる子の福祉より、親になりたい不妊のカップルの願望を何が何でも優先せよ」といいたいのではない。「べきちゃった婚」という語が示すように、自然の妊娠で親になった人たちが、生まれてくる子どもを第一に考えて生殖するとは必ずしもいえないのに、不妊のカップルのみに「子ども福祉」云々という要求を課すのは、マイノリティ差別にも映ることを危惧しているのである。